

令和5年度 第2回 千葉県 環境審議会 企画政策部会

議 事 録

日時：令和5年12月27日（水）

午後3時10分～

場所：千葉県自治会館9階 第1・2会議室

目 次

1 開 会	1
2 議 題	
(1) 審議事項	2
再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の素案について	
(2) その他	7
3 閉会	8

1 開会

司会 千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、企画政策部会の司会を務めます、千葉県環境生活部温暖化対策推進課の鈴木と申します。
よろしく願いいたします。

司会 はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

資料1 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）

参考1 前回の委員意見に対する事務局の考え方等

資料は以上でございます。

司会 本日は委員総数11名に対し、10名の委員に御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により本日の会議が成立しておりますことを報告いたします。

司会 次に、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により、会議及び会議録は、原則公開となっております。

本日の会議につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

司会 それでは、公開とさせていただきます。

司会 これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、「千葉県行政組織条例第33条」の規定により、佐々木部会長をお願いいたします。

2 議題（１）審議事項 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の素案について

佐々木部会長 それでは、これより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人を、佐藤委員と外山委員にお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

佐々木部会長 それでは議事に入ります。

本日の審議事項は「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の素案について」です。

それでは事務局から、説明をお願いします。

事務局 千葉県温暖化対策推進課の在原でございます。

私からは、本日の審議事項である再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の素案について説明をさせていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。「第1章 基本的事項」については、前回の部会で説明した内容と変更はなく、若干文章に肉付けしたものとなります。

振り返りますと、「1 趣旨」としては、国は、地球温暖化対策推進法の改正により、地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域脱炭素化促進事業の制度、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進する制度のことでありますが、これを創設し、市町村は、地方公共団体実行計画区域施策編に、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域である、促進区域等を定めるよう努めることとされました。その設定にあたって、国・県の環境保全に係る基準を踏まえることとされたため、千葉県としては、今回、本県の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に配慮した再エネの導入促進のため、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、促進区域の設定に関する環境配慮基準を定めるもので、国・県の基準の設定、市町村の促進区域設定の関係をイメージ図にしたものが、3本の棒グラフで示したものとなります。

「2 基準の位置付け」としては、地球温暖化対策推進法第21条第7項に規定する

都道府県が定める促進区域に関する環境配慮基準です。

資料2 ページをご覧ください。「3 基準の対象」とする設備の種類は、太陽光発電施設・風力発電施設の2種類で、その中でも建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力10kW未満の太陽光発電設備については、対象外とします。参考として、表に、国の環境保全に係る基準を示します。国の基準で、促進区域から除外すべき区域とされた区域以外について、県の環境配慮基準を定めることとなります。

3 ページをご覧ください。ここからが、基準の本体で、「1 太陽光発電施設に関する基準」の「(1) 促進区域に含めない区域」については表1のとおりで、前回の部会でお示しした内容と特に変更はありません。環境配慮事項ごとに、促進区域に含めない区域と区域等の設定根拠となる法令を示しており、例えば、土地の安定性への影響に関しては、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域などを設定する予定です。以下同様に、表1に示すとおり、設定していく予定です。

資料4 ページをご覧ください。「(2) 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」については、前回の部会では、考慮対象事項ごとに収集すべき情報について、示しましたが、今回の素案では、情報の収集方法、「○」で区域設定の際の考え方、「●」で地域環境保全のための取組の考え方を新たに示しました。これらの内容については、前回の部会や、部会後に書面で各委員からいただいた御意見を踏まえて、記載した部分もあるので、御意見の内容を振り返りつつ、それに対応する記載内容を確認していきます。

資料 参考1 の1 ページをご覧ください。No.1 では、佐藤委員から考慮すべき区域・事項の、考慮すべきとは、具体的にどのようなことか、との御質問をいただきました。促進区域の設定に当たって収集すべき情報や収集方法、市町村が促進区域を設定する際の考え方等であり、素案において示しているので、内容を確認していきます。

資料1 の4 ページにお戻りください。考慮すべき環境配慮事項については、太陽光については4 ページからの表2に示しました。表の前文で、「市町村は、考慮対象事項について、必要な情報を収集した上で」としており、考慮対象事項ごとに、収集すべき情報、収集方法を表中に示しました。

さらに前文では、市町村は、「市町村が促進区域を設定する際の考え方」に基づいた促進区域を設定することが必要としており、その考え方は、表中の○で示しています。

また、市町村は、促進区域で行われる事業について、「地域の環境の保全のための取組の考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けることが必要とし、その考え方について、表中の●で示しました。風力については、12 ページに同様の説明を加えています。

参考1の1ページにお戻りください。No.2では、梶委員から、太陽光パネルが設置されると、野生動物の隠れ家になり、方向性で示された促進区域に含めない区域は保護する場所であるが、有害鳥獣を管理する場所についても、項目に加えた方が良いとの御意見をいただきました。

施設設置後は、野生動物の隠れ家等にならないよう、施設や事業区域を適切に維持管理することが重要であることから、素案において、太陽光については、資料1の10ページの表に、「供用中」の「施設及び事業区域の維持管理」という項目を追加し、「施設や事業区域は、既存のガイドライン等を確認し、適切に維持管理すること」を記載しました。風力についても、18ページの表に、同様の記述を加えています。

参考1の1ページにお戻りください。No.3では池邊委員から、3件の御意見をいただきました。

1つ目として、考慮すべき区域・事項の「重要な地形及び地質への影響」と「植物の重要な種及び重要な群落への影響」について、国のハンドブックでは考え方が微妙に違い、地形の方が弱めに書かれているが、地形は施設の基礎により著しい損傷を受けると元に戻すことはできないので、配慮が必要との御意見をいただきました。素案において、太陽光については、資料1の5～6ページに、重要な地形及び地質への影響や、動植物の重要な種が分布している場所等を、促進区域の設定から極力避けるよう、示しました。風力についても、13～15ページにかけて、同様の記述を加えています。

2つ目として、景観については、屏風ヶ浦が国の名勝に指定されているが、風力発電が設置される予定であり、環境省だけでなく、文化庁の名勝指定地等への配慮が必要との御意見をいただきました。素案において、名勝や文化的景観等文化財については、太陽光については資料1の9ページに盛り込みました。風力についても、17ページに同様の記述を加えています。なお、屏風ヶ浦沖で計画されている洋上風力発電については、再エネ海域利用法の所掌であり、今回の環境配慮基準は、陸上風力発電のみを対象としています。

3つ目として、太陽光パネルは放置されると、土壤汚染・水質汚濁につながるため、

撤退時の配慮等が必要との御意見をいただきました。素案において、「施工時～事業終了後」の産業廃棄物について、太陽光発電は、資料1の10ページで、工事・供用中・事業終了後に発生する廃棄物について、関係法令等を確認し、適切に撤去・処分を行うことを追加しました。風力についても、資料1の18ページに、同様の記述を加えています。

その他として、参考1の4ページのとおり、中村委員からは部会後の書面による意見で、太陽光パネル等が浸水することにより、漏電の恐れがあり危険なため、洪水浸水想定区域については、河川区域等と同様、促進区域に含めない区域としてはどうかとの御意見をいただきました。資料1の3ページの河川区域は、基本的に堤防と堤防に挟まれた間の区間を、河川保全区域とは、洪水等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、河川予定地は、河川管理者が工事を施行するために必要があり、新たに河川区域内になるべき土地を指定するもので、一定の行為が制限されています。

一方、洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨、これは各年の発生確率が1000分の1を上回るものを想定し指定されたもので、一例として、成田市の根木名川流域で示しますが、この図の着色域すべてを含むことになり、含めない区域に設定するとかなり過大になることが想定されるため、考慮すべき区域・事項として設定することを考えています。

前回の部会で頂いた、主な御意見に対する、県の対応の説明は以上です。

太陽光については、促進区域に含めない区域は、資料1の3ページの表1に示すとおり、促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項については、資料1の4～10ページに示すとおりです。同様に、風力については、促進区域に含めない区域を資料1の11ページの表1に示すとおり、風力の考慮すべき環境配慮事項については、資料1の12～18ページの表2に示すとおりです。前回の部会から大きな変更はないため、詳細の説明は省略します。

続いて、資料1の19ページに示した、「第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項」、「第4章 基準の見直し」に関する内容は、前回の部会でお示しした内容に、若干の言葉を追加して、肉付けしたものです。

その他、巻末の20ページには、参考資料として、「促進区域の設定等に当たって参考となるマニュアル等」を記載しました。

以上で、資料1の環境配慮基準の素案に関する説明を終わります。

最後に、今後のスケジュールですが、本日12月27日開催の企画政策部会で、素案の内容について御審議いただいた上で、1月初旬～2月初旬にかけてパブリックコメントを実施する予定です。

素案については、パブリックコメントに加え、環境審議会、県関係部局、市町村等からいただいた意見を、どのように反映するかなどについて、次回3月14日に開催を予定している、第3回企画政策部会で報告します。

その後、環境審議会からの答申をいただいた上で、年度内に環境配慮基準を決定したいと考えています。

本日の審議事項に関する私からの説明は以上です。

佐々木部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について御意見御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。秋葉委員お願いします。

秋葉委員 今回の資料に加え、前回の質疑等に対する回答もまとめていただきありがとうございます。2点伺います。

1つ目は参考1の3ページ、前回の私の意見について、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力10kW未満の太陽光発電は基準の対象としないとの件ですが、国のハンドブックに示されていたり、茨城県や愛知県、福岡県も同様に対象としていないとのことですが、建築物の屋根、屋上又は壁面の場合は、環境に影響を与える蓋然性はかなり低いと考えられるので、20kW未満でもいいのではないかと個人的には思いますが、これはハンドブックに記載されている以上は、都道府県としては、それを上回る施設を対象としないという考えでしょうか。

2つ目は、優良農地についてです。本日の資料1には、ソーラーシェアリングの妨げにならないようにとの文言は記載されていなかったと思いますが、パブリックコメントにおける公表資料は、資料1以外には何もないのか確認したいと思います。

理由は、本県としては、優良農地は除外すべき区域ではなく、考慮すべき区域の設定を考えていることについて、根拠をパブリックコメントの公表資料に記載したほうが、誤解を招かないと思ったからです。ソーラーシェアリングは、太陽光発電施設の下でも、農作物を栽培するため、例えば耕作放棄地で行う場合は、農業振興にもつながる可能性があるため、パブリックコメントの資料に記載があるとよいと思います。

佐々木部会長 事務局からお願いします。

事務局 一つ目の出力 10kW 未満の太陽光発電について、例えば屋根等に設置することについて対象外としていますが、秋葉委員の御説明のとおり、基本的にはハンドブックに示されている内容を採用しています。これは、あくまでも促進区域の基準の対象としない施設の規模を、出力 10kW 未満にすることを考えているものです。

二つ目の優良農地については、前回の審議会の資料については、すでにホームページで公開しており、伝わりづらい部分はあるかもしれませんが、パブリックコメントの資料は素案のみを考えています。

秋葉委員 11月に開催された企画政策部会の資料が、県ホームページに公開されていることは承知しました。パブリックコメントに関するホームページで、企画政策部会のリンクを貼るなど、対応をしてもらえると幸いです。

事務局 パブリックコメントに関するホームページで、企画政策部会の資料を閲覧できるよう、リンクを貼りたいと思います。

佐々木部会長 他に御意見はありませんか。

特段、御意見はないようですので、環境配慮基準素案については、原案のとおりパブリックコメントを実施するとともに、委員の皆様からの御意見については、パブリックコメント後の環境配慮基準案に反映させて、次回、御審議いただくこととします。

2 議題（2）その他

佐々木部会長 それでは、議題2の「その他」について、事務局から何かございますか。

事務局 本日頂いた御意見は、パブリックコメント後の環境配慮基準案に反映させて、次回に御審議いただくこととし、原案のとおりパブリックコメントを実施します。

次回は、最後の審議会を3月14日（木）に開催し、再生可能エネルギー促進区域の設定に関する環境配慮基準の答申を頂きたいと考えています。

佐々木部会長 以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

3 閉会

司会 御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上